

第3次中央市 子ども読書活動推進計画

「子どもと本が出会えるまち・ちゅうおう」



令和5年3月
中央市教育委員会

はじめに

人間は言葉によってものごとを考え、身近な人々と心をかよわせてきました。人間ほど自由に言葉を操り、豊かな言葉の世界をもつ生き物は他にはありません。

子どもは、自分を取りまく人々との関わりを通して言葉を学びます。そして、読書を通じて言葉を広げ、深めていきます。さらに、様々な物語との出会いによって豊かな情操と想像力を育んでいきます。また、新たな事実や不思議との出会いによって知識を得たり知的好奇心を育んだりしていきます。

「本」には、「書物・文書」という意味のほかに、「物事のはじまり」や「真実の」という意味もあります。本を読むことは、新たな自分への第一歩となり、本当の自分へと導いてくれるものであるといえるのではないでしょうか。

このように、読書は子どもの成長に重要な役割を果たしています。子どもが本を読んでもらったり、様々な本を手に取って読んだりできる環境を整えることは、私たち大人の責任であると考えます。

中央市は、教育の基本に「まごころ」を掲げ、教育の指針としています。「まごころ教育」には、「生きる力をはぐくむ教育」（生）・「命を大切にする教育」（命）・「信頼しあう教育」（信）の3つの柱を設けています。

「まごころ」は、誠実でいつわりのない“こころ”であると同時に、他者をつつむやさしい思いやりの“こころ”でもあります。この「まごころ」を子どもの心に根付かせるのは、日々の学習や直接体験とともに、読書の力に負うところが大きいと考えます。

中央市では読書活動の推進にあたり、「まごころ」が子どもの心に根をおろすことを願いつつ、中央市のすべての子どもたちが本とのよい出会いをし、さらに主体的・意欲的に読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけて豊かな生き方ができるよう、「第3次中央市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

目 次

はじめに

第1章 子ども読書活動推進計画策定にあたって

1	子どもの読書活動推進の意義	1
2	子どもの読書活動の現状	1
3	計画の位置付け	3
4	計画の目的	3
5	計画の目標	3
6	計画の期間	4

第2章 第2次計画における成果と課題

1	第2次計画に示された取組内容	4
2	成果と課題	5

第3章 子どもの読書活動推進のための施策

1	家庭における子どもの読書活動の推進	6
2	幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進	7
3	児童館・放課後児童クラブにおける子どもの読書活動の推進	8
4	学校における子どもの読書活動の推進	8
5	市立図書館における子どもの読書活動の推進	10

第4章 関係機関との連携・協力

1	行政機関との連携	11
2	市立図書館と教育機関及び各種団体との連携・協力	11
3	ボランティア、民間団体との連携・協力	11

第5章 普及・啓発活動

1	「子ども読書の日」等における広報・啓発の推進	11
2	子どもの読書活動に関する情報の収集と提供	12

第6章 計画の推進に向けて

1	評価指標	12
2	評価資料	12

参考資料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料2 第3次中央市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

資料3 第3次中央市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

資料4 活動支援施設一覧

第1章 子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 子どもの読書活動推進の意義

乳幼児期の読み聞かせ体験は言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して子どもの情緒を安定させます。さらに、その心地よさを子どもと読み手が共有することで、非言語のコミュニケーション能力を育成します。

また、子どもは成長するにつれ、物語の主人公と自分自身を重ねて楽しむ読書だけでなく、客観的な視点で主人公を見つめ物語の主題やテーマを考えながら新たな考え方や生き方と出会う読書ができるようになります。そして、読書体験と実体験とを照らし合わせることで、自分自身や社会をより深く理解し、豊かな知性と情操を育んでいきます。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に示されているように、子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」なのです。

このように、非常に重要な意義を持つ子どもの読書活動を社会全体で組織的、計画的、継続的に推進していくことは、大きな意義があると考えます。

2. 子どもの読書活動の現状

私たちは、国際化や情報化がすさまじい速さで進む変化の激しい社会に生きてています。スマートフォンやタブレットの普及により、大人と同様に子どもたちもインターネット検索やSNSを通して世界中の情報を得たり、世界中の人々と繋がったりできるようになりました。また、Wi-Fiの普及により、いつでもどこでもゲームや動画の配信サービスを受けることができるようになりました。それにより、子どもたちの興味や関心が多様化するとともに、対人関係や生活習慣にも変化が表れてきています。

このような状況の中、様々な調査（※1）から子どもの読書活動の状況には、次のような特徴があることが明らかになってきました。

※1【各種調査一覧】

- ・文部科学省の委託 平成28年度「子どもの読書活動の推進等に関する調査」
- ・文部科学省の委託 令和2年度「子どもの読書活動の推進等に関する調査」
- ・全国図書館協議会と毎日新聞共同 第66回（令和3年度）「読書調査」
- ・文部科学省「全国学力・学習状況調査 質問紙調査」平成25年度～令和3年度
- ・市立小中学校図書館統計

（1）学校段階・学年が上がるにつれ、本を読まなくなる。

- 全国図書館協議会と毎日新聞共同 第66回（令和3年度）「読書調査」

1か月の平均読書冊数 全国小12.7冊 全国中5.3冊 全国高1.6冊

- 文部科学省「全国学力・学習状況調査 質問紙調査」平成25年度～令和3年度

平成25年度～令和3年度の不読率（※2）の平均

中央市立小20.9% 中央市立中34.7%

●市立小中学校図書館統計

令和3年度「学年別の1人当たりの貸出冊数」

小1（107.7冊） 小2（136冊） 小3（122冊）

小4（121.6冊） 小5（108.4冊） 小6（76冊）

中1（18.1冊） 中2（16.5冊） 中3（14.3冊）

※2 「不読率」とは、学校の授業以外に全く本を読まない児童・生徒の割合

(2) 家庭や学校における読書活動に関する人的・物的環境に恵まれている児童・生徒は、本をよく読む。

●文部科学省の委託 平成28年度「子どもの読書活動の推進等に関する調査」

「児童・生徒が本をよく読んでいる学校の特徴」

○学校として読書に関する計画を立てている。

○教職員に対する研修を行っている。

○学校司書が配置されている。

○学校図書館の活動等を支援する組織がある。

○児童・生徒から認識される充実度合いが高い学校図書館を整備している。

○読書週間でのイベントや一斉読書の時間の設定などの読書活動により力を入れている。

「児童・生徒が本をよく読んでいる家庭の特徴」

○家庭での蔵書数が多く、また、家族に本を買ってもらったり、紹介してもらったりする児童・生徒の方が本を読んでいる。

(3) テレビ・ゲーム・メールをする児童・生徒は、読書時間が短い。

●文部科学省の委託 平成28年度「子どもの読書活動の推進等に関する調査」

「生活習慣と読書時間の関係」

○小学生では、テレビ等を見る時間が長いほど読書時間が短い。

○中学生・高校生は、メール等をする時間が長いほど読書時間が短い。

○高校生では、部活動等の時間や塾等に行く時間が長い生徒も読書時間が短い。

○マンガ・雑誌を読む時間や勉強・宿題をする時間が長い児童・生徒は、読書時間も長い。マンガ・雑誌や勉強・宿題が、読書活動を阻害しているわけではない。

(4) スマートフォンの普及や学校における1人1台タブレット導入などにより、児童・生徒が電子書籍に接する機会が増加している。

●文部科学省の委託 令和2年度「子どもの読書活動の推進等に関する調査」

「電子書籍等の導入状況」

○10%の自治体の公立図書館で電子書籍を導入し貸し出しを行っている。政令指定都市に限ると、35%にのぼる。検討している自治体は、30%弱。

○2%の公立学校が、電子書籍を導入している。検討中が8%。都道府県立校に限ると、26.1%となっている。

●令和3年度より市立小中学校において、1人1台タブレット配備。

中央市において最も顕著な点は、小学生高学年における読書離れです。平成 25 年度の全国学力・学習状況調査における質問紙調査では 13.6% だった小 6 の不読率が、令和 3 年度には 22% と 8.4 ポイントも増加しました。中 3 でも増加しましたが、その伸びは 3.6 ポイントと緩やかでした。タブレットやスマートフォンの急速な普及により、小学校低学年、さらには小学校入学前から動画を見たりゲームをしたりする子どもが増えたことが原因だと考えられます。コロナ禍で学校や市立図書館が休業・休館になったり外出できなかったりしたことも一因とも考えられます。

小 6 だった児童が中 3 になった時の不読率の伸びを見てみると、全国平均が 13.2 ポイントであるのに対し、中央市の平均は 11.24 ポイントでした。学年が進むにつれ本を読まなくなる傾向はありますが、その伸びは全国に比べ抑制されています。

3. 計画の位置付け

子どもの成長に非常に重要な意義を持つ子どもの読書活動について、社会全体で推進していくこうとする取組が始まり、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(※3) が成立しました。これを受け、平成 14 年 8 月に国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という。) が策定され、平成 20 年 3 月に「第 2 次基本計画」、平成 25 年 5 月に「第 3 次基本計画」、平成 30 年 4 月に「第 4 次基本計画」が策定されています。

平成 29 年 3 月、山梨県は、国の「第 3 次基本計画」と「山梨県教育大綱」及び「新やまなしの教育振興プラン」を基本とし、県の第 2 次推進実施計画の取組の成果と課題を踏まえた「第 3 次推進実施計画」を策定しました。さらに、令和 4 年 3 月には、国の「第 4 次基本計画」を受け、「第 3 次推進実施計画(改訂版)」を策定しました。

中央市では、平成 19 年 4 月に「中央市子ども読書活動推進計画」、平成 24 年 4 月に「第 2 次中央市子ども読書推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に努めてきました。そして、この度、子どもの読書活動のさらなる充実を図るために、『第 3 次中央市子ども読書活動推進計画』を策定致しました。この推進計画では、国の「第 4 次基本計画」、県の「第 3 次推進実施計画(改訂版)」を踏まえつつ、中央市の地域性に基づいた読書活動推進計画の方針や、国や県の目標設定に即した具体的な取組について明示しており、家庭や地域、中央市立図書館、保育所、幼稚園、児童館、民間団体、小中学校、中央市、その他関係機関等の連携・協力により、子どもの読書活動を推進します。

※3 「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子ども」を「おおむね 18 歳以下の者」とし、高校生や高等学校までの読書活動の推進を視野に入れています。しかし、中央市には高等学校がないため、高校生については図書館の一般利用者として支援を考えていきます。

4. 計画の目的

子どもたちに生涯にわたる読書習慣を育て、想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことを、「第 3 次中央市子ども読書活動推進計画」の目的とします。

5. 計画の目標

上記の目標を実現するため次の4つの実施目標を定め、取組を行っていきます。

【実施目標】

- ①子どもの読書活動を推進する「普及と啓発」
- ②子どもの読書活動を推進する「人材の育成」
- ③子どもの読書活動を推進する「環境の整備と充実」
- ④子どもの読書活動を推進する「関係機関の連携と協力」

6. 計画の期間

この計画の期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とします。

第2章 第2次計画における成果と課題

1. 第2次計画に示された取組内容

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

- ①ブックスタート事業
- ②保護者向けの講座や研修の機会の充実
- ③家庭での親子読書等の推進
- ④地域住民や民間団体との共同による推進

(2) 幼稚園・保育所・児童館等における子どもの読書活動の推進

- ①幼稚園・保育所における推進
- ②児童館・放課後児童クラブにおける推進
- ③保護者やボランティアとの連携・協力

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

- ①教育活動全体を通した取組
- ②学校の図書資料の充実
- ③学校図書館司書の研修の推進
- ④市立図書館や図書館ボランティアとの連携
- ⑤家庭・保護者との連携
- ⑥市内学校図書館資料の有効活用

(4) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

- ①図書館資料の整備・充実
- ②乳幼児へのサービス
- ③おはなし会などの実施
- ④レファレンスサービスの充実
- ⑤図書館の情報化
- ⑥子どもの読書推進に関わる事業の実施
- ⑦職場体験の機会提供
- ⑧読み聞かせの支援
- ⑨病院入院中の子どもへの支援

- ⑩障がいのある子どもへの読書支援
- ⑪在住外国人の子ども読書活動の支援
- ⑫青少年の読書活動への支援

2. 成果と課題

第2次計画の取組で明らかになった成果と課題は、次のとおりです。

ただし、第2次計画においては、評価指標が定められていなかったため、第3次計画に定めた指標と評価資料を中心に考察しています。なお、取組の成果を判断するため、新型コロナの影響を受けていない平成30年度までの数値を使用します。

中央市の児童・生徒の図書館・図書室の非利用率（※4）の平均は、小6が20.1%、中3が35.9%です。小学校は全国平均を10ポイント、中学校全国平均を20ポイント程度下回っています。0歳から18歳までの利用者カード登録数の割合は、長期間にわたりおよそ70%の高い数値を保っています。中央市の児童・生徒にとって図書館や図書室は、知的好奇心を満たしたり心のやすらぎを得たりする魅力的な場所となっています。

市立図書館における0歳から18歳までの子どもの1人当たりの貸出冊数は、平成25年度の5.5冊から平成29年度は8.1冊と大きく伸びています。コロナ禍の令和3年度においても平成25年度を上回る7.3冊となっています。学校図書館においては、児童1人当たりの貸出冊数は平成25年度の102.9冊から平成29年度は117.3冊と大きく伸びています。コロナ禍の令和3年度においても平成25年度を上回る111.7冊となっています。生徒1人当たりの貸出冊数は平成25年度の22冊から平成29年度は18.5冊と減少しています。コロナ禍の令和3年度においてはさらに16.7冊と減少しています。臨時休業や授業時数短縮等により学校生活における時間の余裕がなくなったことが、小学生以上に多忙な中学生に影響を及ぼしているのかもしれません。

中央市の児童・生徒の不読率の平均は、小6が20.8%、中3が35.5%です。ともに全国平均を上回っています。図書館や図書室で本を借りても読まずに返却している児童・生徒が多数いることがわかります。特に小6の不読率は急激に上昇しており、読書離れの低年齢化が進んでいることが分かります。スマートフォンやタブレットの普及により、ゲームや動画視聴に家で過ごす時間の多くを費やしていることが原因と考えられます。学校や保護者を含め地域全体で連携した取組が重要となります。

一方、小6の児童が中3になった時の不読率の伸びは、全国平均に比べ低く抑えられています。このことは、年齢が上がっても子どもたちの読書活動に対する意欲がなくなってしまうわけではなく、学習や部活動で多忙な日々を送りながらも読書に親しみ続けている子どもがいることを示しています。本を読み感動したり知的好奇心を満たしたりしたいという子どもたちの人間本来の欲求を信じ、長期的な働きかけをすることが大切であると考えます。

子どもの読書活動を支える地域人材については、90名を超える方が図書館ボランティアに登録しています。学校等での読み聞かせや市立図書館のおはなし会等に御協力いただいている。中央市の子どもの読書活動の推進に、なくてはならない存在です。しかし、結成20年以上のボランティアサークルもあり、高齢化が進んでいます。公的年金支給開始年齢の引き上げにともなう定年延長や再任用制度導入によるライフスタイルの変化により、60

歳代の人材の確保が困難になっています。5年後10年後を見据え、中央市における子どもの読書活動を推進する新たな人材の発掘と図書館司書を含めた人材育成のための手立てが必要であると考えます。

情報化については、市立図書館では蔵書一覧や各種書式のホームページ上での公開、インターネット上からの資料予約を実施しています。一方、電子書籍の導入については、都市部に比べ進んでいません。学校では、1人1台タブレットの導入とそれに伴うWi-Fi設備整備、電子教科書の導入等が行われています。しかし、市立図書館においては、Wi-Fi設備整備及び電子書籍の配備は実施されていません。市と連携・協力しながら、Wi-Fi設備整備及び電子書籍サービス提供の有用性と費用対効果、県立図書館等他の公共図書館との連携したサービス提供の可能性等について検討をはじめていきたいと考えます。

※4 「非利用率」とは、昼休みや放課後、休みの日に図書館や図書室を全く利用しなかった児童生徒の割合。

第3章 子どもの読書活動推進のための施策

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 施策の方向性

子どもが初めて本と出会う場は家庭です。家庭は、生涯にわたる読書習慣の基礎を築く場でもあります。

家庭における子どもの読書活動の充実のためには、子どもと保護者の間に本がある環境、子どもの傍らに常に本がある環境、そして読書の楽しさを教えてくれる大人の存在が不可欠です。これらが、子どもと本の出会いの機会を生み出し、本に対する興味が培われ読書習慣を育んでいきます。

特に、子どもにとって一番身近な大人である保護者の存在は大きいものです。読書が好きな子どもを育てるためには、保護者の読書活動を支援し、保護者自身が読書に親しめるようにする必要があります。そのために、中央市では、保護者が好きな本を手にとったり、本に関する情報を入手したりすることができるよう、環境整備や必要な支援を実施していきます。

(2) 具体的な取組

○家庭における読書活動の普及

①ブックスタート事業

7か月健診時に図書館司書とボランティアが健診場所に出向き、読み聞かせを行った後絵本を2冊プレゼントする。

②子どもの読書活動に関する情報提供

家読（※5）、親子読書等のパンフレットの配布

○保護者への普及啓発活動

①おすすめ絵本リストを含むブックスタートパックの配布

②親子参加型イベントの実施

定例おはなし会、児童文学講演会等

- ③乳幼児をもつ保護者や妊産婦を対象にした読み聞かせ講座の実施
- ④健康増進課の「パパママ学級」における絵本の紹介と図書館案内
- ⑤市立図書館ホームページやSNSを利用した読書啓発活動の取組

○読書に親しめる環境の整備・充実

- ①市立図書館における幼児用図書の充実
- ②子育て支援コーナーの設置
- ③おすすめ絵本セットを提供しての貸出
- ④ブックスタートボランティアの確保・育成

※5 「家読」とは、「家族みんなで、お家で読書」の意味。読書を通じて、コミュニケーションを図り、家族のきずなを深める取組。

2. 幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進

(1) 施策の方向性

幼稚園、保育所、認定こども園は、幼児期における読書活動推進の拠点です。語句や語彙力を身に付けるだけでなく、読書経験から読解力や想像力、感受性等を培い、将来の読書の基礎を育む働きを担っています。

平成29年3月改訂の「幼稚園教育要領」及び「保育所保育方針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても、乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、多種多様な絵本や物語に親しむ活動を積極的に行なうことが、幼稚園・保育所・認定こども園等には期待されています。

そのためには、指導計画の中に子どもの読書活動を位置付け、組織的・計画的な取組を行うことが必要です。また、子どもが安心して本に触れることができるよう環境整備及び身近な大人を通じて本に親しむ機会や本に関する情報の提供を保護者や市立図書館と連携しながら取り組んでいきます。

(2) 具体的な取組

○絵本や物語にふれる機会の保障

- ①保育士・教員による日常的な読み聞かせの実施
絵本や大型絵本、紙芝居、パネルシアター、ペーパーサー等
- ②読書の時間の確保
- ③図書室や市立図書館の利用
- ④月刊誌の定期購読
- ⑤子どもたちが出会った本と関連した制作の実施

○保育士・教員の資質向上

- ①選書及び本を使った読書活動、読み聞かせの技術についての園内研修の実施
- ②各種機関による子どもの読書活動に関する研修会への参加
- ③新刊や子どもに読ませたい本の職員相互の情報交換

○保護者や地域との連携

- ①市立図書館司書によるおはなし会の実施
- ②保護者による読み語り教室の実施

③お便りによる保護者への市立図書館利用の呼びかけや子どもが興味を持った

絵本の紹介

④月刊誌の講読

⑤親子絵本作り教室等の親子で本に親しめるイベントの実施

○読書に親しめる環境の整備・充実

①定期的な図書の購入

②市立図書館からの絵本の借り入れ

③各教室への絵本コーナーの設置

④園内への読書スペースや図書室の確保

⑤子どもの成長に沿った本棚の設置

⑥保育士・教員の中に読書活動推進の中心となる図書係を配置

3. 児童館・放課後児童クラブにおける子どもの読書活動の推進

(1) 施策の方向性

子どもが放課後や休日に過ごす地域には、子どもにとって安心して過ごすことができる居場所が準備されています。これらの施設には図書室や図書コーナーが設けられており、本に親しめる環境が整えられています。また、おはなし会等、本と出会う取組も行われています。このような点から考えると、児童館や放課後児童クラブ等も子どもの読書活動推進に大きな役割を担っているといえます。

今後さらに充実した読書活動を推進するため、保護者やボランティア及び市立図書館等と連携し、子どもと本を結びつけるさまざまな活動を行い、地域における読書活動の充実に取り組んでいきます。

(2) 具体的な取組

○本や物語にふれる機会の保障

①読書の時間の確保

②職員による読み聞かせやアニメーションの実施

③子ども同士の読み聞かせや本の紹介の実施

○職員の資質向上

①支援員研修等の研修への参加

②新刊や子どもに読ませたい本の職員相互の情報交換

○保護者や地域との連携

①保護者対象の朗読体験等、保護者参加型のイベントの実施

②市立図書館で開催されるおはなし会等への参加

○読書に親しめる環境の整備・充実

①新刊本の定期的な購入

②市立図書館による本の宅配

2か月に一度、本の入替実施

③子どもが本を手に取りやすい高さの本棚の設置

4. 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 施策の方向性

平成29年3月改定の学習指導要領において、「学校図書館の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的な学びの実現に向けた授業改善に活かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」及び「地域の図書館の活用を図り、資料を活用した情報収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」が示されました。

学校には、教科の学習等を通じて児童・生徒の読書意欲を高めるとともに、生涯にわたる読書習慣の確立を図ることと言語活動（記録、要約、説明、論述、討論等）の活性化により確かな学力を育てることが求められています。

これらを実現するために、読書活動を教育課程に位置付け、公立図書館やボランティア等と連携しながら教育活動全体を通して組織的・計画的に取り組んでいきます。学校における読書活動の中心となる学校図書館においては、児童・生徒の自由な読書活動や発達段階に応じた読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し教育課程に寄与する「学習・情報センター」としての機能の充実に努めます。

(2) 具体的な取組

○本に親しむ機会の保障

①教育課程に位置付けた読書活動の実施

朝読書、教科書との並行読書（※6）、縦割り読書、読書週間の取組、教職員やボランティアによる読み聞かせやブックトーク等

②中央市司書会による児童生徒の発達段階に即したおすすめ図書のリスト作成

③多読賞の表彰

④図書委員会による子どもの自主的な活動

○教員や学校図書館司書の資質向上

①中央市司書会の実施

②国や県、各種関係機関の研修への参加

③教員向け図書だよりの作成と配付

○保護者や地域との連携

①親子読書等の家読の取組

②保護者や地域住民による読み聞かせの実施

③保護者向け図書だよりの作成と配付

④児童生徒によるおすすめ本の市立図書館での紹介

○読書に親しめる環境の整備・充実

①季節や行事、給食の献立、教科に関連した図書の展示

②児童生徒や教職員によるおすすめ本の紹介

③図書資料の計画的な更新による充実

④新刊やおすすめ本の展示や紹介案内の掲示

⑤市立図書館資料の有効活用

ネットワークを活用した資料検索・予約と配送システムによる迅速な配送を行う。

⑥支援が必要な児童・生徒への配慮

外国籍の児童生徒や障害を持った児童生徒が読める図書の購入や落ち着いて読書に親しめるスペースの確保。

※6 「並行読書」とは、教科書教材と関連させて本や文章を読むことを位置付けた指導上の工夫。

5. 市立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 施策の方向性

市立図書館は、子どもが生涯を通じて本と出会い読書の楽しみを知る場所であると同時に、本から様々な知識を得る楽しさを知るとともに情報活用能力を身に付けていく学びの場でもあります。さらに、保護者や大人にとっては、自ら子どもに読ませたい本を選んだり子どもの読書活動について相談したりすることのできる場所もあります。このように市立図書館は、中央市における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たしています。

今後さらに子どもの読書活動を推進するため、市立図書館では市と連携して資料の整備・充実を図ることに取り組んでいきます。また、地域の学校や保育所、児童館等の関係機関及び読書ボランティア等の民間団体、地域住民と協働し、地域全体で子どもの読書活動を推進する活動が行われるよう積極的にサービスや支援を提供していきます。

(2) 具体的な取組

○本に親しむ機会の保障

- ①各種おはなし会の実施
- ②レファレンスサービスの充実
- ③子どもの読書活動に関わる事業の実施

ブックスタート・新入生ブックプレゼント（小1対象）

卒業生ブックプレゼント（中3対象）・児童文学講演会・中1ブック便

児童館宅配サービス・院内学級宅配サービス等

○図書館司書の資質向上

- ①計画的継続的な館内研修の実施
- ②県教育委員会、生涯教育課、県立図書館等、各種関係機関主催の研修への参加

○地域や学校、他の図書館などの関係機関との連携

- ①中央市司書会の実施
- ②児童生徒による見学や職場体験の機会の提供
- ③中央市図書館運営協議会の設置
- ④中央市図書館ボランティア連絡会の設置
- ⑤山梨県公共図書館協議会等への参加

○読書に親しめる環境の整備・充実

- ①児童書やヤングアダルト等の図書館資料の整備と充実

- ②図書館の情報化の推進

WEBからの本の予約・タッチパネルによる図書検索等

- ③ユニバーサルデザインを基本とした子どもへの配慮

大活字本や点字本、布絵本の充実・ポルトガル語等の外国語表記の図書の充実

児童読書コーナーの設置

- ④相互貸借を可能にするネットワークへの参加

第4章 関係機関との連携・協力

1. 行政機関の連携

市は、教育・子育て支援をはじめとする各部局間の連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組みます。また、家庭・地域・学校における活動推進に関する支援にも取り組みます。

本計画の実現と更なる改善に向け、山梨県や他市町村との子どもの読書活動推進に関する情報交換に努めます。加えて、子どもの読書活動推進の中心となる市立図書館や学校と、図書資料の整備や図書館司書の資質向上について情報及び意見交換を行っていきます。

2. 市立図書館と教育機関及び各種団体との連携・協力

市立図書館は、学校図書館に対して授業等で活用する資料の貸出やレンタルサービスを行います。幼稚園や保育所に対しては読み聞かせに使用する資料の貸出を行います。

また、本や図書館に対する興味を育てるため、図書館見学や図書館での司書体験を積極的に受け入れます。

この他にも、県立図書館をはじめとする公立図書館、子どもに関わる教育機関及び各種団体と連携しながら、子どもたちが本と出会い生涯にわたり読書に親しむ素地を育めるよう支援を行います。

3. ボランティア、民間団体との連携・協力

おはなしボランティアや修理ボランティアをはじめ多くのボランティアの皆様に、子どもの読書活動を支えていただいています。学校や幼稚園・保育所等からの求めがあるときは、市立図書館が窓口となりボランティア団体と日程調整を行います。

また、定期的継続的な連携を図るため、図書館ボランティア連絡会を開催して情報や意見交換を行います。さらに、活動場所や資料の提供も積極的に行います。

第5章 普及・啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、保護者、教職員等、子どもに関わる大人が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解することが必要です。

また、地域社会全体で子どもの読書活動を推進するためには、地域住民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが大切です。

中央市では子どもの読書活動推進のため、あらゆる機会を通じて子どもの読書活動に関する情報について保護者や市民への周知を図り関心を高めていきます。

1. 「子ども読書の日」等における広報・啓発の推進

「子ども読書の日」(4月23日) や「子どもの読書週間」(4月23日から5月12日)を通して、子どもの読書活動についての関心が高まり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が促進されるよう、その理念に相応しい取り組みを行うよう努めます。

2. 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

(1) 市立図書館における取組

- ①広報「ちゅうおう」における新刊及び推薦図書の案内
- ②子どもにおすすめの本の館内展示
- ③おすすめ本のブックリストの作成と配付
- ④市立図書館ホームページによる子どもの読書活動に関する情報掲載

(2) 幼稚園・保育所・学校等における取組

- ①園だより、学校だより、PTA新聞、図書だより等による情報提供と啓発
- ②中央市司書会によるおすすめ本リストの作成と配付

第6章 計画の推進に向けて

1. 評価指標

「第3次子ども読書推進計画」の推進に当たり、計画に向けた取り組みが効果的に遂行されているかを客観的に評価するため、次の8つの指標を定め数値目標を設定することにしました。令和9年度には、指標1・2については令和3年度の数値を下回ることを、指標3から7については令和3年度の数値を上回ることを目標とします。指標8については、人数制限なしでのおはなし会の実施がいつから可能なのか見通しを立てるのが難しい状況にあります。平成29年度の半分の1200名を暫定的な目標として設定します。

	指標	H25	H29	R3
1	不読率（小6）	14.6%	22.8%	22.0%
2	不読率（中3）	30.0%	37.2%	36.1%
3	児童1人当たり貸出し点数	102.9冊	117.3冊	111.7冊
4	生徒1人当たり貸出し点数	22.0冊	18.5冊	16.7冊
5	0~18才の市民1人当たりの貸出し点数	5.9冊	8.1冊	7.3冊
6	市民における0~18才の図書館利用登録者数の割合	69.2%	70.0%	67.4%
7	図書館ボランティア登録者数	77名	99名	98名
8	お話会参加人数	2388名	2411名	コロナの為未実施

2. 評価資料

評価に際しての数値は、次の資料を活用する。

- 指標1・2 「全国学力・学習状況調査 報告書（質問紙調査）」
- 指標3・4 「中央市立小中学校図書館利用統計」
- 指標5・6 「中央市立図書館利用統計」
- 指標7・8 「中央市図書館の概要」

参考資料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料2 第3次中央市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

資料3 第3次中央市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿

資料4 活動施設一覧

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次中央市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」第9条2項の規定及び平成20年3月11日閣議決定「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」により、「中央市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）」を策定し、中央市における子どもの読書活動に関する総合的・計画的な推進を一層図るため、「第3次中央市子ども読書活動推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、教育委員会が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

2 委員は子どもの読書活動に関わる学識経験者、学校教育関係者、図書館ボランティア及び行政関係者で構成する。

(役員)

第4条 策定委員会には会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。
3 会長は策定委員会を代表し会務を総理する。
4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は中央市立図書館が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

附則

この要綱は、令和4年9月27日から施行する。

第3次中央市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

No.	区分	氏名	所属・役職等	職名
1	学識経験者	佐野 一彦	中央市図書館協議会会長	
2	学校教育関係者	河野 晴輝	小中学校PTA代表 (田富北小学校PTA会長)	
3	学校教育関係者	田中 真也	小学校校長代表 (三村小学校校長)	会長
4	学校教育関係者	丹澤 博	中学校校長代表 (田富中学校校長)	副会長
5	学校教育関係者	深澤布由子	図書館主任代表 (田富中学校図書館主任)	
6	学校教育関係者	丸山美奈子	小学校図書館司書代表 (玉穂南小学校司書)	
7	学校教育関係者	今福 佳子	中学校図書館司書代表 (玉穂中学校司書)	
8	図書館ボランティア	渡邊 久樹	玉穂地区ボランティア代表 (ごくらくとんぼ代表)	
9	図書館ボランティア	丸茂 秀子	田富地区ボランティア代表 (ひよこの会代表)	
10	行政関係者	前村 清美	保育園園長代表 (田富第一保育園園長)	
11	行政関係者	蓮沼 隆	子育て支援課課長	
12	行政関係者	岡野 秀典	生涯教育課課長	

【事務局】

No.	氏名	備考
1	藤巻 稔	玉穂生涯学習館館長
2	葉袋 正仁	田富図書館館長
3	中込 麻惟	玉穂生涯学習館司書
4	芦沢 祐可	田富図書館司書

(以上 敬称略)

【資料3】

活動支援施設一覧

施設名		施設名	
保育園		児童館	
市立	玉穂保育園	市立	れんげ児童館
	田富第一保育園		玉穂西部児童館
	田富第二保育園		田富中央児童館
	田富第三保育園		田富わんぱく児童館
	田富北保育園		田富ひばり児童館
	豊富保育園		田富杉の子児童館
認定こども園		田富すみれ児童館	
私立	まみい・キッズこども園		豊富児童館
	わかば幼稚園		
	みかさこども園		小学校
放課後児童クラブ		市立	三村小学校
市立	れんげ児童クラブ		玉穂南小学校（含む、院内学級）
	玉穂西部児童クラブ		田富小学校
	田富中央児童クラブ		田富北小学校
	田富杉の子児童クラブ		田富南小学校
市立	田富すみれ児童クラブ	豊富小学校	
	とよとみ児童クラブ	中学校	
私立	また あした	市立	玉穂中学校（含む、院内学級）
			田富中学校

第3次中央市子ども読書活動推進計画

「子どもと本が出会えるまち・ちゅうおう」

発行日 令和5年3月

編 集 中央市立図書館

発 行 中央市教育委員会 生涯教育課

〒409-3892

山梨県中央市白井阿原 301-1

電 話 055(274)8522 / FAX 055(274)7132